

平成31年度森林再生事業枝打ち業務委託登録事業者募集要領

1 目的

この要領は、森林所有者と東京都（以下「都」とします。）が協定を締結して枝打ちを行う森林再生事業について、都と青梅市（以下「市」とします。）の間に締結した「平成31年度枝打ち等委託（青梅市）」にかかる契約書（以下「都契約書」とします。）にもとづき、市が枝打ちの実施にかかる業務（以下「業務」とします。）を委託する事業者を登録するに当たり、登録を希望する事業者を公募することについて、必要な事項を定めることを目的とします。

2 森林再生事業の概要

森林再生事業は、森林所有者と都が協定を締結し、荒廃が進んでいるスギおよびヒノキの人工林に対して健全な森林への再生を推進するため、枝打ちを実施するものです。

3 業務の実施

(1) 事業者の登録等

枝打ちの実施に当たって、あらかじめ業務を委託する事業者を登録し、登録された事業者（以下「登録事業者」とします。）のうちから、森林所有者が業務を実施する事業者（以下「実施事業者」とします。）を選択し、市が登録事業者に業務の実施を依頼します。

(2) 実施地域

実施地域は、都契約書にもとづき都が指定する市内の枝打ち実施予定地のうち、市が指示する地域とします。

(3) 実施予定面積

12ヘクタール

(4) 業務内容

業務内容の詳細は、別紙「森林再生事業枝打ち業務委託仕様書」とおりです。

4 契約の締結

市と登録事業者の間で業務委託契約（単価契約）を締結します。

(1) 契約金額

契約金額は、別表の単価表にもとづき算定した額とします。

基本単価に森林所有者ごとの森林面積を乗じ、入山地点から作業現

場までの距離、対象森林の樹木の植生の密度等による補正を行い、算定した額とします。

(2) 実施地域全体の発注限度額

20,834,000円

(3) 委託期間

契約締結の日から令和2年3月15日まで

5 応募資格

登録事業者に応募することができる者は、次の要件を全て満たすものとします。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 都が実施する多摩の森林再生事業において、枝打ち業務委託の受託実績がある者または協力事業体や作業班として枝打ち業務の作業経験がある者（同一事業者内の他の事業所において実績がある者を含む。）

イ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第3項の規定により計画の認定を受けた者

ウ 対象森林に対して、森林の施業や管理を委託されている者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生または再生手続が開始されている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびそれらの利益となる活動を行う者ならびに青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日実施）第3項の規定による別表に掲げる措置要件に該当する者

エ 法人にあつては法人都民税ならびに法人市町村民税（東京都23区内に事務所を有している法人を除く。）、固定資産税および都市計画税に、個人事業者にあつては市区町村民税、固定資産税および都市計画税に未納（納期限が到来していないものを除く。）がある者

6 募集要領、申請書等の配布

(1) 配布期間

令和元年7月1日（月）から随時（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

(2) 配布方法

青梅市ホームページからのダウンロードまたは(3)の配布場所での配布

(3) 配布場所

青梅市役所3階経済スポーツ部農林水産課

(4) 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(5) その他

郵送またはファクシミリによる配布は行いません。

7 質問等

(1) 質問方法

業務の内容等に質問がある場合には、指定の質問書に記入し、令和元年7月11日（木）正午までに、電子メールで提出してください。

提出先 青梅市経済スポーツ部農林水産課林務水産係

提出先アドレス div2060@city.ome.tokyo.jp

(2) 回答方法

令和元年7月12日（金）午後5時以降に青梅市ホームページに回答を掲載します。

8 申請方法

(1) 申請期間

令和元年7月1日（月）から随時（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

(2) 申請時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(3) 申請場所

青梅市役所3階経済スポーツ部農林水産課窓口まで持参してください。

なお、郵送、ファクシミリまたは電子メールによる申請は不可とします。

(4) 提出書類

ア 青梅市森林再生事業枝打ち業務委託事業者登録申請書（様式第1号）

イ 応募資格の要件を証明するもの（都の事業実績、対象森林の管理委託契約書など）

ウ 定款、規約またはこれに類するもの

エ 役員名簿

オ 団体の決算書等の書類（決算書または収支報告書、貸借対照表および損益計算書）

カ 市町村税納税証明書（申請日の属する年度の前年度のもの）

キ 事業者および事業概要調書（様式第2号）

ク 応募資格に関する誓約書（様式第3号）

ケ 青梅市森林再生事業枝打ち業務委託事業者調書別表（様式第4号）

コ なお、前年度に引き続き登録を希望する登録事業者については、イの提出を省略し、またウおよびエの記載内容に変更がない場合は当該ウまたはエの提出を省略することができます。

(5) 提出部数

各1部

9 書類審査

審査は、前記5に定める応募資格を満たしているかについて書類審査により実施します。

10 通知

審査の結果は書面で通知します。

11 登録

市は、応募資格を満たす事業者と森林再生事業枝打ち業務委託契約を締結し、登録事業者として登録します。

また、登録後に森林再生事業枝打ち業務登録事業者一覧（様式第5号）を整備します。

なお、実施事業者は、森林所有者の意向を考慮して決定するため、登録は業務の実施を保証するものではありません。

12 スケジュール

令和元年 7月 1日（月）～	募集要領等の配布
7月 2日（火）～	申請受付
7月上旬～	書類審査
	委託契約書の締結
8月 1日（木）～	業務開始予定

13 留意事項

- (1) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (2) 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- (3) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- (4) 申請書類提出後に辞退する場合は、その旨を必ず書面にて届け出てください（様式は任意）。
- (5) 申請書類は、青梅市情報公開条例（平成9年条例第29号）の規定により公開対象となります。
- (6) 審査結果についての異議の申立ては認められません。
- (7) その他次の要件に該当したときは、審査の対象から除外するものとします。
 - ア 審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
 - イ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
 - ウ 応募要領に違反または著しく逸脱したとき。
 - エ その他不正な行為があったとき。

15 根拠法令

次に掲げる関連法令等の内容を必ず確認し、遵守してください。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規
- (2) 青梅市情報公開条例および同条例施行規則（平成10年規則第4号）
- (3) 青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号）および同条例施行規則（平成10年規則第5号）

16 問合せ

青梅市経済スポーツ部農林水産課林務水産係

青梅市東青梅1丁目11番地の1

電話番号0428-22-1111（内線2348）